

# 工事成績評定要領の改正概要について

長野県 環境部・農政部・林務部・建設部  
会計局・企業局

# 1. 長野県建設工事成績評定要領 改正の目的

## I 改正の目的

工事成績評定の重要性が増している



公正かつ的確な請負工事の成績評定を一層推進するため改正を行う。

これまで以上に工事間の技術力の差を明確に評価する。

(きめ細かな技術力の評価)

- ・これらに対応した国土交通省工事成績評定要領（H21.4）に準じて全面改正

# 1. 長野県建設工事成績評定要領 改正までの経過

## Ⅱ 改正までの経過

平成18年5月

- ・国土交通省工事成績評定要領に準じて長野県工事成績評定要領を全面改正

平成21年4月

- ・国土交通省工事成績評定要領を全面改正

平成23年4月（今回改正）

- ・国土交通省工事成績評定要領に準じて長野県工事成績評定要領（工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表）を全面改正
- ・原則として、平成23年4月1日以降にしゅん工する工事に適用  
また、平成23年3月31日以前に中間検査を行った工事は除く

## 2. 長野県建設工事成績評定要領 改正の概要(1)

### Ⅲ 採点対象の見直し

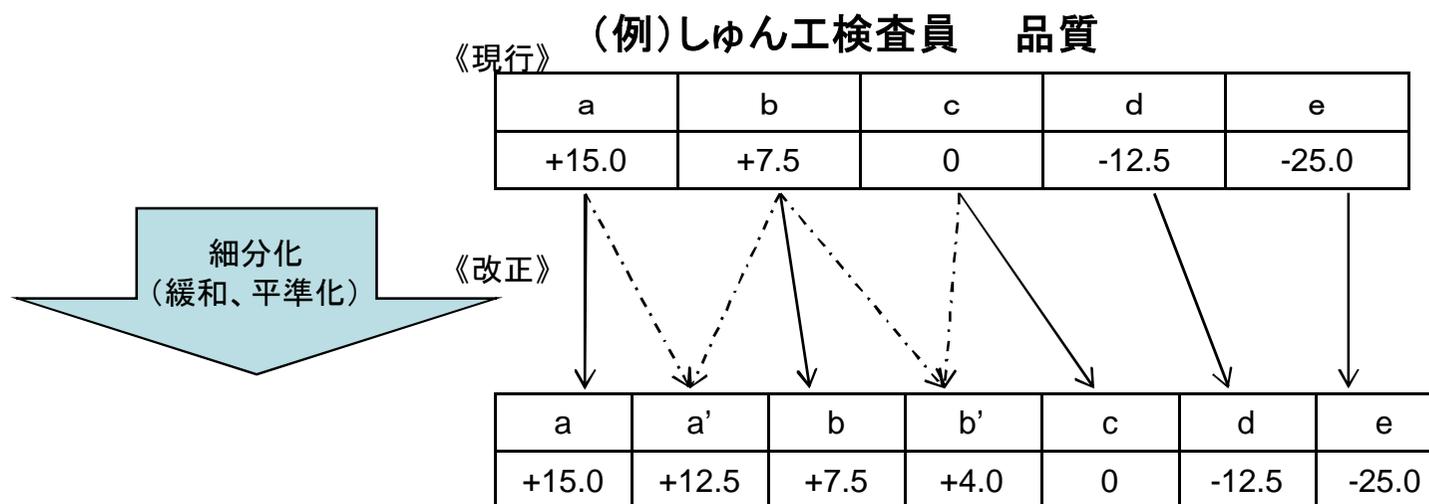
評定範囲の変更

設計金額500万円以上 ⇒ 請負金額500万円以上

### Ⅳ 採点表の見直し

#### ① 評定段階の細分化

- ・ 5段階から7段階に評価区分を細分化 (しゅん検査員、総括監督員項目)



## 2. 長野県建設工事成績評定要領 改正の概要(2)

評定段階の細分化  
(5段階評価から7段階  
評価に細分化)

別記様式第1		工事成績採点表																				平成 年 月 日 作成											
工事名		契約金額(最終)																				完成年月日											
請負者名		①監督員等					①主任監督員等					②総括監督員等					③中間検査員					④しゅん工検査員											
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名											
検査項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般						+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																											
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+2.0	+1.0	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15							
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10																											
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10						+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																	
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																											
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2											+20.0	~	0																			
	II. 創意工夫 ※3						+7.0	~	0																								
6. 社会性等	I. 地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																	
	II. 社会性																																
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点					± 点											
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点																
評定点計		点					○中間検査があった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点					点					点																
												※但し、③中間検査が2回以上の場合は平均値																					
												○中間検査がなかった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 点																					
7. 法令遵守等		※7 点					○評定合計 ( 点) - 法令遵守等 ( 点) = 点																										
8. 総合評価		技術提案履行確認 ※9					履行 不履行 対象外					(総括監督員等)					(しゅん工検査員)																
技術提案		(監督員等)					(主任監督員等)					(総括監督員等)					(中間検査員)																
所見 ※5																																	
※1		6.5点 + 1. ~ 3. の評定(加減点合計) + 4. ~ 6. の評定(加減点合計) = 評定点																															
※2		各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。 評価に際しては、総括監督員等が評価するものとする。																															
※3		創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。																															
※4		4.、5.、6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。																															
※5		所見は必ず記載する。																															
※6		各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、しゅん工検査の評価に先立ち、監督員等、主任監督員等、総括監督員等が行う。																															
※7		法令遵守等の評価は、総括監督員等が行う。																															
※8		評定点計は、四捨五入により整数とする。																															
※9		総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。																															

## 2. 長野県建設工事成績評定要領 改正の概要(3)

### V 考查項目別運用表の見直し

#### ① 考查項目の名称変更

- ・ 「高度技術」 → 「工事特性」に変更  
（「高度技術」の“施工現場での対応”は創意工夫へ移行）

主任監督員評価から総括監督員評価に変更

《現行》「高度技術」

- 施工規模の大きさへの対応
- 構造物固有の難しさへの対応
- 技術固有の難しさへの対応

■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応

■ 厳しい自然・地盤条件への対応

■ 施工現場での対応

■ その他

《改正》「工事特性」

I 構造物の特殊性への対応

II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応

III 厳しい周辺環境等・社会条件への対応

(追加)

IV 長期工事における安全確保への対応

(創意工夫への移行)

(削除)

## 2. 長野県建設工事成績評定要領 改正の概要(4)

### ②評価対象項目等

#### (評価対象項目の見直し)

評価対象項目のポイントを明らかにし、適切な評価となるよう既存の評価項目の記述を見直した。

(国に準じた見直し、国を参考に長野県に適用しやすいように評価内容を一部見直し)

#### (評点配分の見直し)

考査項目について配点の配分を見直した。

(国に準じた見直し)

### ③測定点10点未満の出来形及び品質管理については、『特例評価対象項目』で評価

測定点10点未満の場合、管理基準において管理図表の作成を義務付けていないため、その出来形及び品質管理については『特例評価対象項目』により評価することとした。

### ④維持・修繕工事等の評定の見直し

評価対象項目の「任意設定」により、新たに評価対象項目を設定よりきめ細やかな評定ができるように改善。

## 2. 長野県建設工事成績評定要領 改正の概要(5)

### ⑤総合評価技術提案の技術提案されている事項の扱い

#### (評価方法の統一)

総合評価落札方式で技術提案されている事項は評価対象項目から削除することを統一する。

#### (履行状況の確認)

総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、契約金額で減額し、また、工事成績評定においても、原則として1項目の不履行につき3点の減点を行う。なお、悪質な場合は別途検討する。

### ⑥「創意工夫・社会性に関する実施状況」の評価

「高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況」は、「創意工夫・社会性に関する実施状況」に変更。(H22年度までの『高度技術』→「工事特性」に変更。

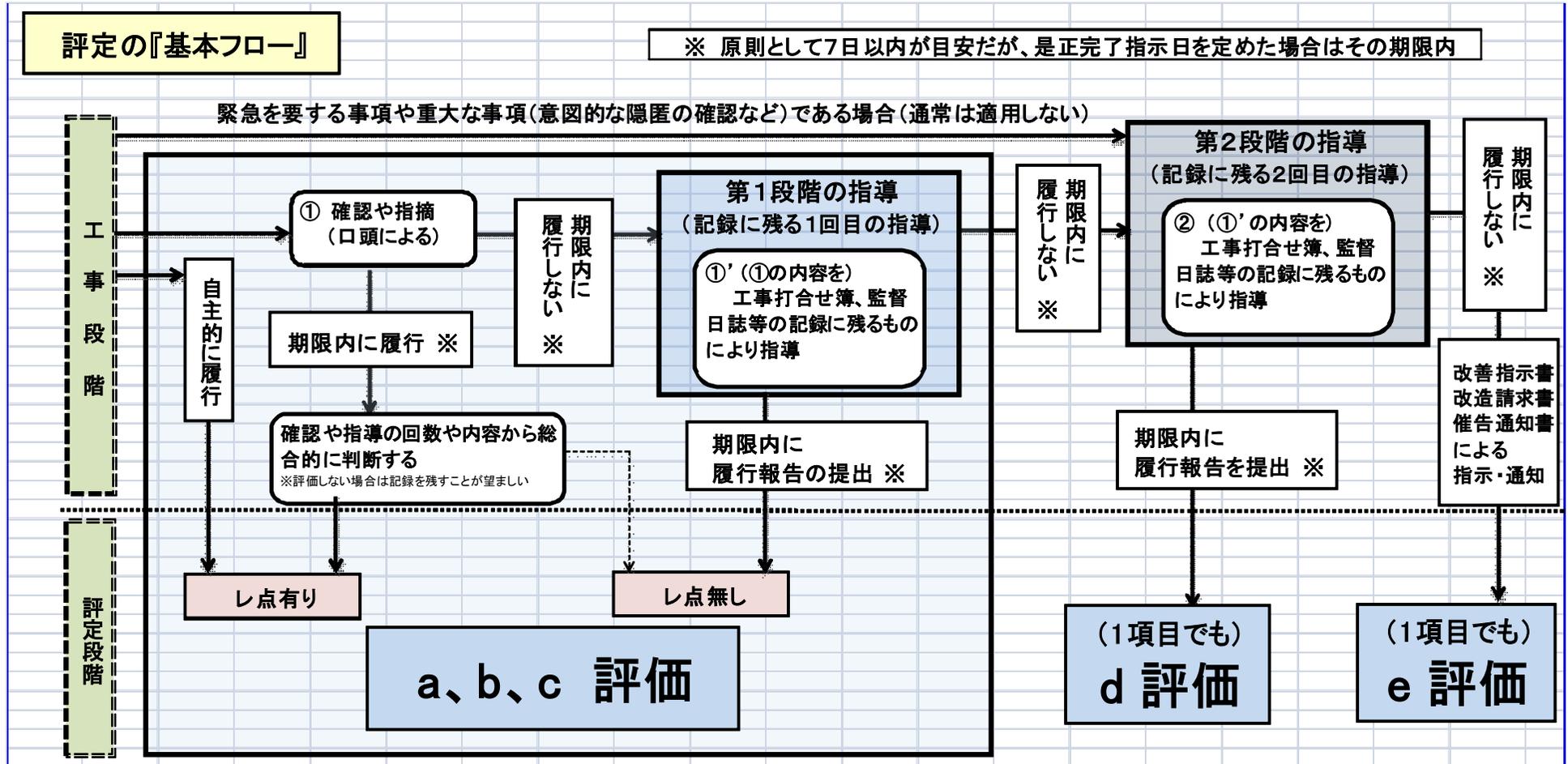
「高度技術」の“施工現場での対応”は「創意工夫」で評価(前述)

「創意工夫・社会性に関する実施状況」の評価にあたっては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとしこれを考慮する。

工事しゅん工書類簡素化の観点から、必要以上の書類作成を理由に加点評価しない。また、「実施状況」の受付は、1工事につきそれぞれ7項目を上限とすることに統一する。

### 3. 長野県建設工事成績評定要領 評定の基本フロー

#### 評定の基本的解釈



## 4. 国土交通省の動向

### 《参考》

### 国土交通省

【請負工事成績評定要領の運用の一部改正】

平成21年4月1日改正

### ◆主な改訂内容

- (1) 評定段階の細分化
- (2) 考査項目の名称変更
- (3) 総合評価方式の「技術提案」の確認項目の追加
- (4) 評定配分の見直し
- (5) 評価対象項目の記載内容追加、見直し